

ヤングケアラーを知っていますか

ヤングケアラーとは、本来大人が担うべき家事や家族の世話などを「お手伝い」の域を超えて日常的に行なっている18歳未満の子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

【子育て世代包括支援センター】



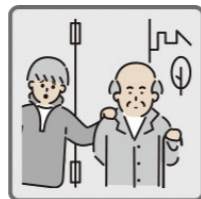
ヤングケアラーはこんな子どもたち



障がいや病気のある
家族に代わり買い物
や料理をしている



家族に代わり幼い
きょうだいの世話を
している



目を離せない家族の
見守りなどの気遣い
をしている



日本語が第一言語で
ない家族のために通
訳をしている



アルコール・薬物な
どの問題を抱える家
族に対応している



家計を支えるために
労働をして家族を助
けている



障がいや病気のある
家族の身の回りの世
話をしている



障がいや病気のある
家族の入浴やトイレ
の介助をしている

和歌山県ヤングケアラー実態調査結果から

和歌山県では、県内に潜在的に存在すると考えられるヤングケアラーの実態を把握し、必要な支援策を検討するため、「中高生の生活実態に関するアンケート調査」を実施しました。

その結果、家族のケアをしているのは、全回答者（14,237人）の4%程度、そのうち約4分の1の生徒が生活に何らかの影響があると感じていると回答しており、ケアの時間が長いほど影響を感じる傾向がありました。

また、「ヤングケアラー」の認知度については、「聞いたことがない」が7割近くを占めていました。「ヤングケアラー」は現時点で法的な定義がなく、無自覚のまま助けを求められない子どもも多くいると推察されます。

※詳しい調査結果については、和歌山県福祉保健総務課ホームページをご覧ください。

「和歌山県ヤングケアラー」で検索できます。

相談窓口

「ヤングケアラー」は、「やってあたりまえ」という環境にあるため、本人には自覚がない場合が多く、自ら相談することが難しい状況にあります。ご近所や学校で、家事などのために学校を休まなければならない、クラブ活動ができないなど、困っている子どもがいる場合は、話を聞いたり相談先を教えたりしてあげてください。また、状況によっては相談窓口への情報提供をお願いします。

▶子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）

☎0120-583-336（平日 9:00～17:00）

▶家庭教育支援室

☎33-2129（平日 9:00～17:00）

▶24時間子供SOSダイヤル（子ども向け）

☎0120-0-78310（フリーダイヤル）

▶児童相談所相談専用ダイヤル

☎0120-189-783（フリーダイヤル）

新型コロナウイルスワクチン4回目接種の実施について

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、4回目接種を実施します。
【いきいき健康課】



▶対象者

3回目ワクチン接種から5カ月経過した人で、次のいずれかに該当する人。

①60歳以上の人

②18歳～59歳で基礎疾患を有する人

※基礎疾患とは、慢性の呼吸器の病気、心臓病、腎臓病などです。詳しくは市ホームページ（右の二次元コード）で確認してください。該当するかわからない場合は主治医にご相談ください。



▶接種券が届いたら

市では個別接種（市内協力医療機関）と集団接種（保健福祉センター）で実施します。

接種を希望する人は、接種券に同封されているチラシまたは市ホームページで、市内協力医療機関や集団接種の日程などを確認した上、接種の予約をしてください。



▶接種券発行の流れ

●①に該当する人

対象者に順次接種券を発送します。

●②に該当する人

接種券の発行には申請が必要です。

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、窓口または郵送にて提出してください。申請書は市ホームページまたは窓口で入手できます。申請を受け付けた後、3回目接種から5カ月経過後に接種券を発送します。また、電話による申請も可能です。

▶使用ワクチンについて

ファイザー社製ワクチンおよびモデルナ社製ワクチンを使用します。

▶申請先・問い合わせ

〒648-8585（住所記入不要）

橋本市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
午前9時～午後5時（土・日曜、祝日を除く）

☎33-6661

がん検診を無料で受診できます

市では、対象年齢の人に、子宮頸がん検診と乳がん検診の「無料クーポン券」を送付します。クーポン券を利用することで、対象のがん検診を無料で受診できます。がんの早期発見と健康管理のため、この機会にぜひ受診してください。
【いきいき健康課】



●対象

令和4年4月20日時点で橋本市に住居登録があり、下記対象年齢に該当する女性。

●子宮頸がん検診：20歳

平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ

●乳がん検診：40歳

昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生まれ

●クーポン券利用期限

令和5年2月28日(火)

●受診方法

無料クーポン券に同封する案内に記載されている実施医療機関に直接申し込んでください。乳がん検診は、市が実施する集団検診でも受診できます。

●橋本市のがん検診をすでに受診した人は

対象となる人で、4月1日以降に実施医療機関で受診した人は自己負担金を還付します。詳しくは、クーポン券に同封する案内をご覧ください。

●問い合わせ いきいき健康課 ☎33-6111